兵庫県公報

令和８年10月27日　火曜日　　号　　外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

人事委員会規則
○ 職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 …… ページ 1

公布された法令のあらまし

◎職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第８号）
寒冷地手当の支給対象である学校の本校化に伴い、所要の整備を行うこととした。

人 事 委 員 会 規 則

職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和８年10月27日

兵庫県人事委員会
委員長　大久保　和　代

兵庫県人事委員会規則第８号

職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表出石特別支援学校みかた校の項中「出石特別支援学校みかた校」を「みかた特別支援学校」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。